

# 鳥取大学教育地域科学部と鳥取県教育センターとの連携協力に関する覚書

## (目的)

第1条 鳥取大学教育地域科学部(以下「甲」という。)と鳥取県教育センター(以下「乙」という。)とは、教育における諸課題への対応と教職員の資質能力の向上を図るため、相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、鳥取県の教育の充実発展に寄与する。

## (連携協力事項)

第2条 甲と乙が連携協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質能力の向上を図るための研修に関する事
- (2) 教育における諸課題に対応するための研究調査に関する事
- (3) 高度情報通信社会の進展に対応した情報教育の推進に関する事
- (4) 不登校等についての教育相談及び適応指導教室の支援に関する事
- (5) その他、学校教育に関して必要と認められる事項に関する事

## (方法)

第3条 甲と乙は、連携協力するに当たり、教職員の派遣及び受入れ並びに施設設備の利用等について、互いに便宜をはかる。

## (経費)

第4条 甲と乙の連携協力に伴う経費は、原則として各自が負担する。  
ただし、特別に教職員の派遣を要請した場合は、要請した側がその経費を負担する。

## (補則)

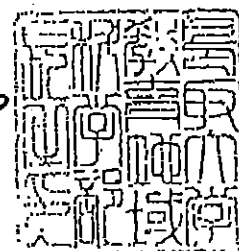
第5条 この覚書に定める事項に疑義のあるとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定する。  
2 連携協力の細目その他については、甲と乙が協議して別に定める。

甲と乙は、この覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年4月1日

甲 鳥取大学教育地域科学部長

水山正昂



乙 鳥取県教育センター所長

福永博昭

